

日本労働年鑑 第57集 1987年版
The Labour Year Book of Japan 1987

第二部 経営労務と労使関係

I 経営者団体の動向

3 雇用

1 大卒就職協定

会社訪問開始日を八月二〇日に変更

毎年問題にされる大学生の「青田買い」について産業界は、中央雇用対策協議会(座長・松崎芳伸日経連専務理事)でいわゆる就職協定を結んでいた。しかし、一九八五年は協定破りが続出し、一九八五年六月二六日には臨教審も青田買い批判の答申を出した。これを受けて、九月一二日文科部・労働大臣と経済四団体との懇談がおこなわれたが、その席で松崎・日経連専務理事は、「一九八七年三月卒業予定の大学生にたいする就職協定はこれをおこなわないことには如何と言うのが現在の心境です」という意見を書面で提出した。政府側は協定の存続を希望し、山口労相は、「現行就職協定は、〃精神的歯止め〃の効果はあると思う。大学・学生・企業は徹底的に議論して、その必要性を理解すべきである」と述べた。しかし、経済四団体側は、「われわれには、良いアイデアが浮かばない。両省で考えてほしい」と政府側にゲタをあずけた(『日経連タイムス』一九八五年九月一九日)。

文部省は一九八六年二月二〇日、四年制大学生のみ会社訪問開始日を八月二〇日に変更するよう中央雇用対策協議会に要請した。以下に掲げる文書は、この要請を受諾した三月一八日の協議会総会における松崎座長の「口上書」である(『日経連タイムス』一九八六年三月二〇日)。

【中央雇用対策協議会座長としての口上書 松崎芳伸】

青田買い問題について昭和三〇年代には、文部省・大学サイドだけで対処してこられました。うまいかず、昭和四七年から労働省サイドの中央雇用対策協議会がこれに関与することになりました。

中央雇用対策協議会は、中高年層の雇用問題を処理するために労働省が主唱し、労働省、日経連、日商、全国中小企業団体中央会の四者が世話団体となるという組織であります。青田買い問題は便宜、この協議会で取り扱うということになりました。

しかし、青田買い横行の非難は跡をたたず、昭和五七年、労働省は「行政の公平性が守れない」等の理由により遂に、同協議会の世話団体の座をおりることを宣言しました。爾今、日経連、日商、全国中小企業団体中央会の三民間団体が世話団体として、青田買い問題に対処してきたのであります。民間団体だけの力では何とすることもできないまま、今日にいたりました。昭和六〇年六月、臨教審は青田買いを非なりとする答申を発表し、それをうけて同年九月一二日、文部・労働両大臣は経済四団体首脳と本

問題について懇談されました。この懇談は、守りうる就職協定について、文部・労働両省において智恵を出して頂くということでお開きになったのでありますが、今年の一二月七日になって、文部・労働両省からメモが届きました。このメモでは、具体的な守れる協定案は示されていませんでした。

しかし、二月二〇日、文部省から、就職試験開始日は従来通り一〇月一日とするが、会社訪問開始日は八月二〇日にしてほしい旨の申し入れがございました。

中央雇用対策協議会は、二月二八日会合を開き、就職協定は存続することをきめ、時期については折角、文部省の提案もあることであり、会社訪問開始日を文部省案の八月二〇日にするか、従来通り一〇月一日にするかということ、三月一八日にきめることにしたのであります。

その後、全国高等学校長会等からは、従来通り一〇月一日にしてほしい旨の文書による申し入れが続きました。これらの強い要請に応えられない結果になることにつきましては大変遺憾に存じますが、文部省、臨教審筋からは、八月二〇日案でやってほしい、この文部省案でいけば、官公庁のフライングはなくなる可能性が強いし、高等学校長会の反対は文部省において、責任をもって説得するというのでございました。

三月一四日、私は労働省に谷口事務次官、白井職安局長等をおたずねし、労働省の考え方をただしたのであります。二月二八日の会合では、文部省案に対し、労働省はクwestionナブルであるという印象をもったからであります。しかし労働省の答えは、明瞭に「会社訪問開始日を八月二〇日にするか一〇月一日にするかにはこだわらない」ということであります。

二月二八日段階においては、三月一八日には、八月二〇日にするか一〇月一日にするか、中央雇用対策協議会の投票によってきめる方が宜しいと考えていたのでありますが、労働省が「会社訪問開始日をいつにするかにはこだわらない」という態度を鮮明にされ、臨教審の答申を背景にして文部省は文部省案こそ守れる就職協定案であると強く主張せられておるのが今日の実態であります。

臨教審の答申に対して直接オブリゲーションを感ぜられるのはいうまでもなく政府であり、座長としての私は、政府（労働省はどちらでもよいという態度でありますので、実質的には文部省）の意向を尊重するのが宜しいのではないかと考えます。

したがって本日は、当初の予定のように投票によって決着するというのではなく、昭和六二年三月卒業予定の大学生の就職協定については、政府案、すなわち文部省案で行くということにご決定願いたいのであります。

皆様のご賛同をお願いする次第です。

文部省は中央雇用対策協議会のメンバーではありません。しかし、冒頭申しました通り、昭和三〇年代においては文部省が青田買い問題の矢面に立っていたのであり、臨教審の答申という新しい局面をむかえて、昭和三〇年代の状態にかえる、すなわち、労働省サイドの中央雇用対策協議会は青田買い問題については一歩後ろにさがり、文部省のご決定にご協力申し上げるということにした方が今後ともうまくいくのではないかと存じます。

したがって、昭和六三年三月卒業予定の大学生の就職問題については、先ず文部省にご決定を願い、必要とあれば、中央雇用対策協議会を開くことにしたいと存じます。この点、オブザーバーとしてご参加の文部省によりしくお願い申し上げます。

就職協定遵守懇談会の設置と申し合わせ

今回の就職協定の特徴は、協定を実効あらしめるために、経済四団体と大手主要企業五二社による「就職協定遵守懇談会」を設けたことである。八六年五月七日に開いた初会合では、つぎのような申し合わせがおこなわれた。(1)八月二〇日以前は学生と接触しない、(2)八月二〇日から一〇月三十一日までの間に内定を出さない、(3)八月二〇日以降、学生の企業研究の自由を奪う拘束はしない、(4)理工系学生についても企業との接触は八月二〇日以降とする、(5)企業の受付に「八月二〇日以前には学生と接触しない」旨の立看板やポスターを掲示する、などである(『日経連タイムス』一九八六年五月一五日)。同懇談会はさらに、世話人会社を中心として、一七社によるワーキンググループを設け、協定の具体的な進め方などを検討した(同、五月二九日)。

一方、文部省は主要企業と大学に呼びかけ、就職協定がはじまって以来初めての企業と大学の代表者の会合が一九八六年六月二四日に開かれた(『日経連タイムス』一九八六年六月二六日)。

日経連は、本年度の就職協定の結果を、つぎのように評価した。「この八月二〇日以前の問題は……従来と比べものにならないほどの成果があったとマスコミ報道では評価された」。しかし、一部の新聞報道によれば、大卒就職予定者の会社訪問解禁から約一カ月経た時点で、会社側は次々と事実上の『内定』を出し、有名大学で重複内定の学生が目だつという「我々は、襟を正し、就職協定を本気で守ろうではないか。就職協定では、産業界の“良識”が問われているからである」(『日経連タイムス』一九八六年一〇月二日)。

日本労働年鑑 第57集 1987年版

発行 1987年6月25日

編著 法政大学大原社会問題研究所

発行所 労働旬報社

2001年8月1日公開開始

■ ←前のページ 日本労働年鑑 1987年版(第57集)【目次】 次のページ → ■
日本労働年鑑【総合案内】

法政大学大原社会問題研究所(<http://oisr.org>)
